

○ 学校法人順天堂役員報酬及び役員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人順天堂の役員報酬及び役員退職金に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬は理事長、理事及び監事に対して支給する。

2 理事長の役員報酬は別表1に定める金額の範囲内で理事会において定めた額を支給する。

3 理事及び監事の役員報酬は別表2の支給基準に基づいて支給する。

(支給方法)

第3条 役員報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日及び土曜日にあたる時は、その前日とする。

2 役員報酬は、直接役員に通貨をもって支給する。ただし、通貨支給に加えて本人名義の銀行口座に振込み支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(役員退職金)

第4条 役員退職金は原則として支給しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見聴取の上、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。